

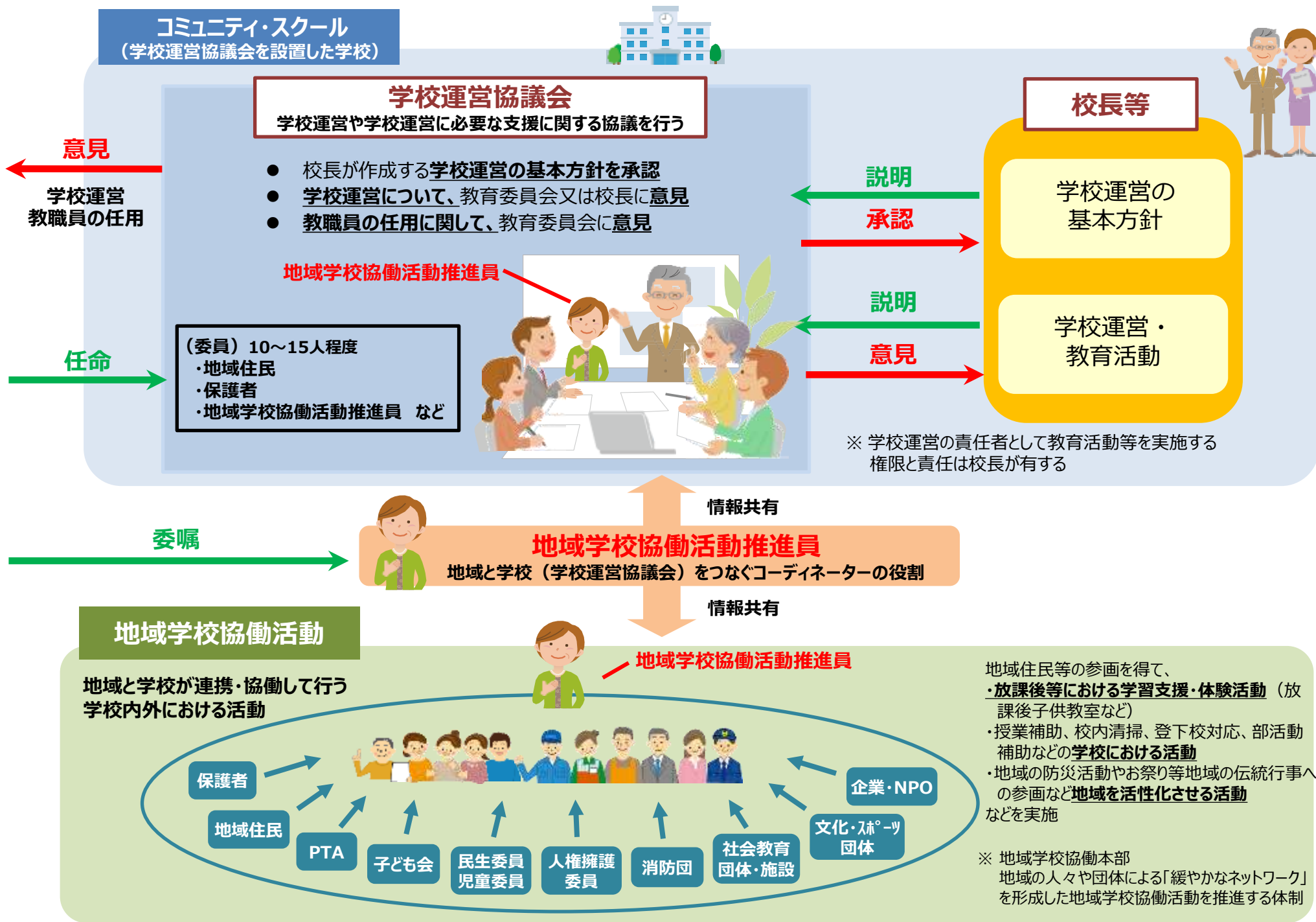
放課後児童対策に関する二省庁会議 説明資料



文部科学省

総合教育政策局

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進



様々な地域学校協働活動

定義

「地域学校協働活動」とは、幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして、以下の様々な取組を組み合わせる実施する活動

学びによるまちづくり・ 地域課題解決型学習・郷土学習

- ◆地域資源を理解し、その魅力を伝えたり、地域活性化のための方策を考え、実行する学習活動
- ◆「ふるさと」について地域住民から学び、自ら地域について調べたり発表したりする学習活動
- ◆地域の産業や商店街の職場体験学習、郷土の伝統・文化芸能学習 など



放課後子供教室

- ◆地域住民の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として行う、学習や体験・交流といった多様な活動



地域未来塾

- ◆中学生・高校生等を対象に、教員OBや大学生などの地域住民の協力によって行う学習支援



家庭教育支援活動

- ◆寄り添いが必要な子供、不登校傾向のある子供等への対応について、保護者が学び合う機会づくり など



学校に対する多様な協力活動

- ◆登下校の見守り、花壇や通学路等の学校周辺環境の整備、子供たちへの本の読み聞かせ、授業の補助や部活動の支援 など



地域の行事、イベント、お祭り、 ボランティア活動等への参画

- ◆地域イベントにおけるボランティア体験学習、伝統行事やお祭りでの伝統文化・芸能の発表や楽器の演奏、地域の防災訓練への参画 など



「新・放課後子ども総合プラン」の推進

(平成30年9月14日策定・公表)

趣旨・目的

- 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進める

目標等

【4つの推進方策】

- 市町村行動計画等に基づく計画的な整備
- 学校施設の徹底活用
- 共通プログラムの充実
- 総合教育会議の活用による総合的な放課後対策の充実



「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる国全体の目標（2023年度末まで）

- 放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備（約122万人⇒約152万人）
- 全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。
- 両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。
- 子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

取組の現状

放課後子供教室（文部科学省）

放課後児童クラブ（厚生労働省）

趣旨	すべての子供を対象として、学習支援や多様なプログラムを実施	共働き家庭などの小学校に就学している児童を対象として、放課後に適切な遊びや生活の場を提供
令和5年度予算	71億円の内数	1,205億円
実施数	17,129教室 	26,683か所 
一体型	5,869か所	
登録児童数	—	1,392,158人
新規開設分の小学校での割合	—	55% (4,599か所のうち2,508か所)
実施場所	小学校 73.1%、その他（公民館、中学校など）26.9%	小学校 53.1%、その他（児童館、公的施設など）46.9%

※放課後子供教室の教室数(令和4年度に実施する活動数)及び実施場所は令和4年11月時点、放課後児童クラブの箇所数と一体型、新規開設分の小学校での割合、実施場所における割合は令和4年5月時点の数値を記載
※令和5年1月時点更新

「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」の一体型の例

【新・放課後子ども総合プラン】

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進める

放課後児童クラブ

- ▶ 原則、年間250日以上開設（要件）
- ▶ 遊びや生活の場の提供（保護者の預かりニーズに対応）
- ▶ 支援の単位ごとに放課後児童支援員、補助員を配置
- ▶ 共働き家庭など、保護者が日中家庭にいない児童が対象

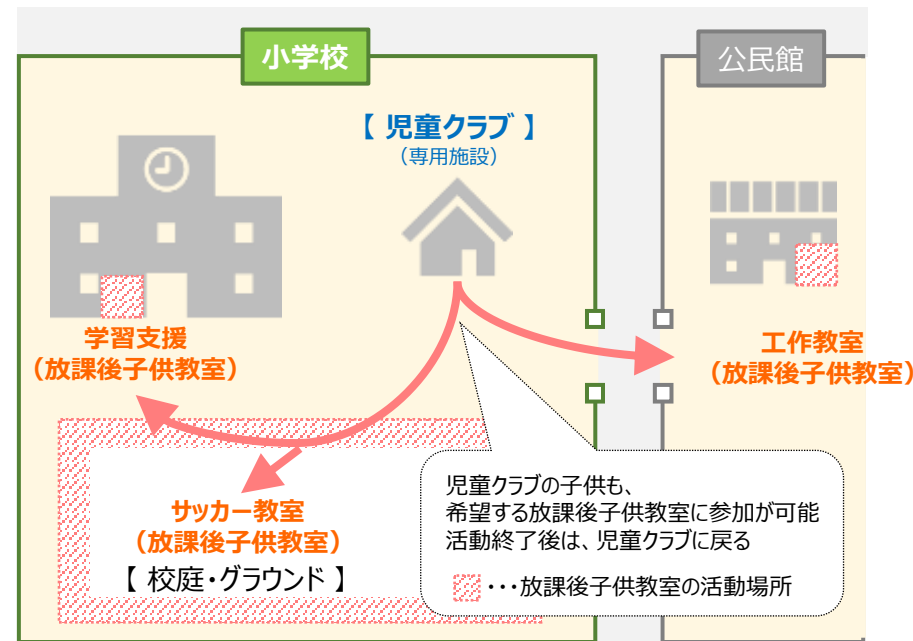
放課後子供教室（地域学校協働活動）

- ▶ 地域の実情に応じた実施（週1～2日が多い）
- ▶ 学習や体験などのプログラムを実施（多様な学びの機会の提供）
- ▶ 地域住民ボランティア等、多様な参画により実施
- ▶ すべての子供が参加可能（内容等により制限される場合あり）

隣接施設等も活用した一体型のイメージ

- ▶ 同一の小学校内等で両事業を実施し、児童クラブの子供を含むすべての児童が放課後子供教室の活動（プログラム）に参加できる

〇〇小学校 放課後児童クラブ (毎週月曜日～土曜日開所)		〇〇小学校 放課後子供教室 (毎週水曜日、毎月第2、4土曜日開所)	
月		月	実施なし
火		火	実施なし
水	15:30～18:30	水	15:30～17:30 グラウンド 余裕教室
木	学校敷地 内 専用施設	木	実施なし <small>(毎週水曜日) グラウンドでサッカー教室 余裕教室で学習支援</small>
金		金	実施なし
土	08:30～18:30	土	10:00～12:00 公民館 (隣接) <small>(毎月第2・4土曜日) 公民館で工作教室</small>
日	実施なし	日	実施なし




「新・放課後子ども総合プラン」推進に係る取組

【予算事業】

○ 地域と学校の連携・協働体制構築事業

令和5年度予算額 7,066百万円
 (前年度予算額 6,859百万円)

事業内容	
<p>【事業の概要】</p> <p>コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する自治体の取組に対する財政支援（自治体向け補助事業）</p> <hr/> <p>対象（交付先）： 都道府県・政令市・中核市</p> <hr/> <p>要件： ① コミュニティ・スクールの導入又は導入計画があること ② 地域学校協働活動推進員を配置していること</p> <hr/> <p>補助率等： 国 1/3、都道府県 1/3、市町村 1/3 (10,000か所×約67万円(国庫補助))</p> <hr/> <p>支援内容： 地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等に 係る諸謝金、活動に必要な消耗品費等</p>	<p>【具体的な取組】</p>  <p>➤ 地域学校協働活動推進員の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 10,000か所(30,000人) ※課題に対する効果的な取組等を評価し、推進員の追加配置や常駐化を可能とする。 <p>➤ 地域学校協働活動の実施</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 学校の働き方改革に資する取組 ② 学習支援や体験・交流活動 <p>→特に、子供を取り巻く課題に対応するための活動を充実</p> <p>➤ 教育委員会の伴走支援体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ CSアドバイザーの配置(都道府県等) ○ 研修の充実

※本事業において、放課後子供教室を実施する場合には、

- ・放課後児童クラブが存在していない場合を除き、**放課後児童クラブとの「一体型」を中心として連携して実施すること**
- ・**放課後児童クラブの児童も含めた全ての子供たちの参加促進が図られるよう努めること**

を求めている。

また、**放課後子供教室を新たに開設する場合で、放課後児童クラブとの「一体型」で実施する場合には、備品に係る経費の補助上限を引き上げるなどの措置**を講じている。

【通知等】

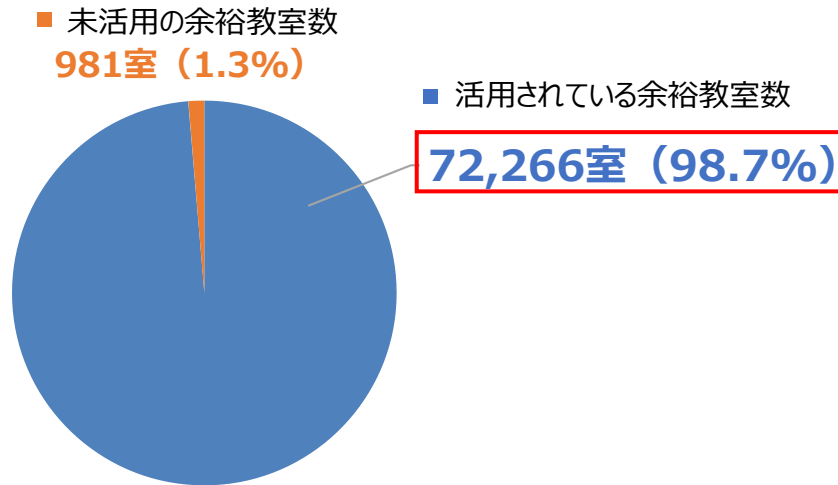
- 学校施設を放課後児童クラブが使用する際の協定のひな型を含む「放課後児童クラブの実施における学校施設の管理運営上の取決めについて」（文部科学省・厚生労働省連名通知）を発出（令和元年）
- 新型コロナウイルス感染症対応のための教育と福祉の連携の推進等を含め、新プランの一層の推進を都道府県等に依頼する「新・放課後子ども総合プラン」の一層の推進について」（文部科学省・厚生労働省連名事務連絡）を発出（令和2年）
- 余裕教室等を放課後児童クラブに活用した事例を文部科学省ホームページで紹介

公立小中学校等の余裕教室の活用状況について

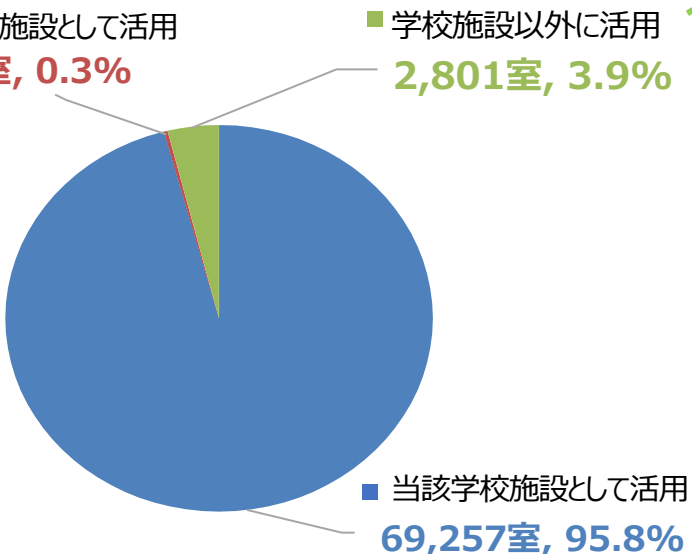
全国の公立小中学校等の**余裕教室（73,247室）のうち、約98.7%（72,266室）が活用**されている。（令和3年5月1日現在）

※「余裕教室」とは、現在は普通教室として使用されていない教室のうち、当該学校の学区域に現に居住する児童等の人口を鑑みて、今後5年間以内に普通教室として使用されることがないと考えられる教室のこと（文部科学省「令和3年度 余裕教室活用状況実態調査」による）

○余裕教室の活用状況



○活用されている余裕教室の用途



学校施設以外に活用されている余裕教室の内訳

◆放課後児童クラブ	2,039室	(72.8%)
◆地域防災用備蓄倉庫	204室	(7.3%)
◆放課後子供教室	200室	(7.1%)
◆社会教育施設等	91室	(3.2%)
◆保育施設	19室	(0.7%)
◆老人福祉施設	15室	(0.5%)
◆児童館等の児童福祉施設	8室	(0.3%)
◆その他	225室	(8.0%)

- ・ 学習方法、指導方法の多様化に対応したスペース
- ・ 特別教室、通級指導のための教室
- ・ 外国人子弟等に対する日本語指導のための教室
- ・ 心の教室、カウンセリングルーム
- ・ 授業準備スペース など

公立小学校の余裕教室の活用状況について

○小学校の余裕教室の活用状況推移

※平成25年度、平成29年度、令和3年度「余裕教室活用状況調査」より作成。調査時点は、各年度5月1日現在。
※各年度とも、上段は室数。また、下段は「学校施設以外の施設として活用」されている室数に占める割合を示す。

年度	余裕教室数	活用教室数	当該学校施設として活用	他の学校施設として活用	学校施設以外の施設として活用	社会教育施設等	地域防災用備蓄倉庫	児童福祉施設		放課後児童クラブ	放課後子ども教室	老人福祉施設 (H25は社会福祉施設)	その他	未活用余裕教室
								保育施設	児童館等					
平成25年度	43,147	42,835	39,190	166	3,479	165	301	52	184	2,158	230	95	294	312
					100%	4.7%	8.7%	1.5%	5.3%	62.0%	6.6%	2.7%	8.5%	
平成29年度	52,192	51,334	48,136	138	3,060	124	201	75	43	2,142	240	42	193	858
					100%	4.1%	6.6%	2.5%	1.4%	70.0%	7.8%	1.4%	6.3%	
令和3年度	47,097	46,362	43,531	151	2,680	91	143	18	8	2,023	200	13	184	735
					100%	3.4%	5.3%	0.7%	0.3%	75.5%	7.5%	0.5%	6.9%	

学校施設以外の施設として活用されている余裕教室は減少しているものの、そのうち、放課後児童クラブが活用している割合は年々増えている。

(参考) 余裕教室の放課後児童クラブへの転用事例

「子供と地域を元気にする余裕教室の活用～余裕教室の活用事例～」
(平成30年1月 文部科学省作成) より抜粋

<青森県青森市 浦町小学校>

子供たちの安全・安心な居場所を確保するため、小学校の余裕教室を放課後児童クラブに転用。学校と放課後児童クラブが互いに情報を共有しながら、円滑な実施に努めている。



学校施設の一時的利用（タイムシェア）による放課後児童クラブの実施例

※厚生労働省 令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型実施における連携に関する調査研究報告書」及び各自治体の担当からの電話ヒアリング等をもとに、文部科学省作成

東京都目黒区

放課後の時間帯の特別教室を放課後児童クラブとして一時利用

- 放課後の時間帯の**特別教室（家庭科室等）を活用して、タイムシェア型の放課後児童クラブを開設。**
- 事務室については、準備室などを活用して放課後児童クラブの専用区画として利用。専用区画を確保するために、校舎外に物置を設置し学校の物品を移動するなどして確保。
- 放課後児童クラブで使用する備品等は、専用区画からワゴン等で運搬。児童のランドセル置き場は可動式のロッカーを用意。
- 学校、教育委員会、子育て支援部において、**あらかじめ学校施設を利用するにあたっての確認事項（利用日程の確認方法や、利用のルール等）を協議し、確認文書を作成。**

可動式のランドセルロッカー



※ランチルームのタイムシェアの事例

折脚テーブル

東京都練馬区

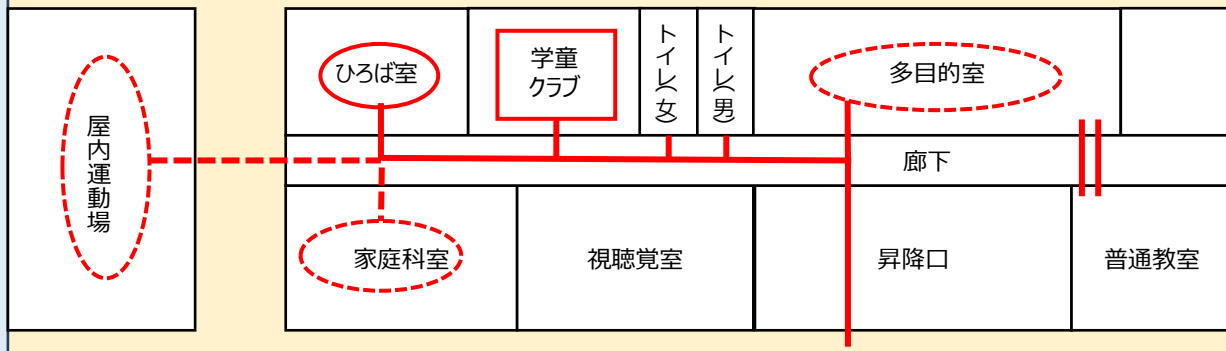
放課後の活動で使用する範囲を明確に示すことで、施設利用に関する小学校の理解を促進

- 学校施設の活用にあたって責任体制の明確化を図るため、「ねりっこクラブ」（一体型の放課後児童クラブ・放課後子ども教室）を実施するにあたり、**教育委員会と各小学校長との間で、学校施設の使用に関する協定を締結。**
- 協定書では、基本的合意事項として、「教育委員会は、小学校の学校教育に支障が生じないよう配慮の上、事業を実施するものとする／小学校は、学校教育に支障がない限り、教育委員会が実施する事業に協力するものとする」としたうえで、学校施設・設備の使用と使用時間、管理責任、緊急時の対応、学校教育に支障が生じる場合の対応を明記しルール化。
- 協定書では、**放課後児童クラブが放課後に使用するスペースや、子供の動線を図示して明確にする工夫**が行われている。

【協定書における図のイメージ】

※練馬区提供資料を参考に文部科学省において作成。図面は架空のもの。

- （赤実線） ねりっこクラブで恒常的に使用する設備
- （赤点線） ねりっこクラブで日によって使用する設備
- （赤実線） ねりっこ児童クラブで恒常的に使用する設備
- （赤実線） ねりっこクラブ児童の動線
- - -（赤点線） 職員が付き添って移動する動線
- ||（赤実線） 仕切り



学校を中心とした他の公共施設との複合化・共用化について

学校施設の複合化・共用化を行うことにより、施設機能の高機能化・多機能化に伴う児童生徒や地域住民の多様な学習環境の創出、公共施設の有効活用、財政負担の軽減等につながることを期待される。

■ 施設を複合化した公立小中学校等の6割で「放課後児童クラブ」との複合化を実施。

公立小中学校等の複合化事例数

全国で**11,450校**（約39%）

複合化した公共施設等の種類別件数（延べ数）

文教施設		社会福祉施設		文教施設・社会福祉施設以外の施設	
体育館	843件	放課後児童クラブ	6,870件	地域防災備蓄倉庫	7,475件
公民館	608件	児童館等	170件	給食共同調理場	409件
図書館	75件	保育所	88件	行政機関	55件

（令和4年9月1日時点 文部科学省調べ）

■ 学校施設と公共施設との複合化のイメージ

他の公共施設（図書館等）との複合化・共用化を図り、多様な「知」を集積する共創空間としていく姿



「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について（最終報告）」
（令和4年3月）より

文教施設における複合化の事例

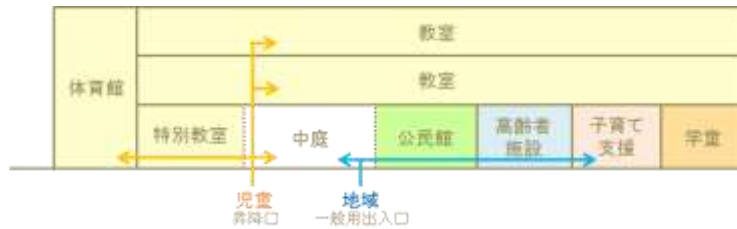
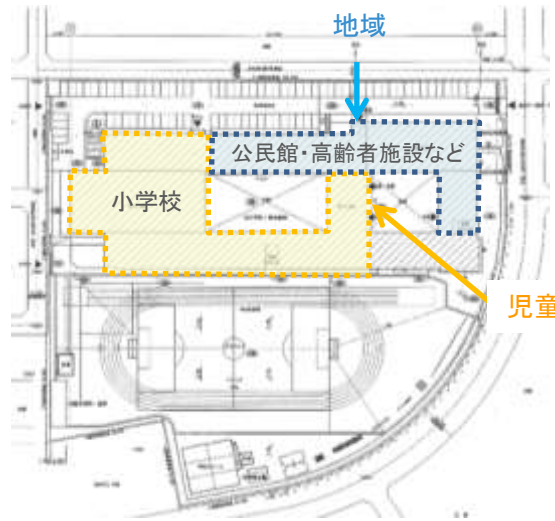
埼玉県吉川市立美南小学校

(老人福祉施設、子育て支援センターとの複合施設)

学校施設の複合化の例



学校の特別教室と公民館の間に設けられた学校と地域が共有する中庭



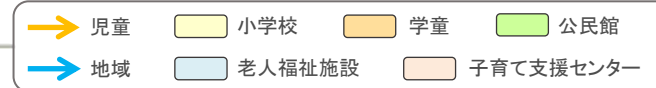
施設整備の背景

* 美南小学校が立地する美南地区は、新興住宅地であり、人口が急増している。学校をはじめ既存の公共施設がないため、より広範囲の地域のニーズを踏まえ、学校とその他の公共施設との複合施設として整備した。

○管理・運営の体制

施設	所管	管理・運営
小学校	教育委員会	教育委員会
公民館	教育委員会	教育委員会
老人福祉施設	市長部局	社会福祉協議会
子育て支援センター	市長部局	NPO法人
学童保育	市長部局	市長部局

- 学校規模／17学級527名
(特別支援学級／2学級 (5名))
- 複合施設 (床面積) /
 - 小学校 (8,134㎡)
 - 公民館 (299㎡)
 - 高齢者ふれあい広場 (182㎡)
 - 子育て支援センター (105㎡)
 - 学童保育室 (358㎡)
- 整備時期／平成24年
- 構造／RC造 地上3階



○公共施設の整備

- ・ 新興住宅地における学校施設の整備を、その他の公共施設の整備と併せて実施
- ・ 地域のニーズを踏まえ、小学校を中心に、乳幼児から高齢者まで、様々な年代が利用する施設を複合化
- ・ 小学校の特別教室や体育館を地域開放することを前提として整備



- ・ 新興住宅地における学校施設の整備を、その他の公共施設と併せて行い、多世代が集う地域の交流施設とした
- ・ 各公共施設を単体で整備するよりも、財政的な負担が軽減

○施設の配置・動線

- ・ 地域の利用者が利用する各施設や学校開放にも使用する特別教室は1階に配置し、普通教室や職員室などの諸室は2階以上に配置することで管理をやすくしている。
- ・ 1階の中庭は学校と地域の利用者が自然に交流できるスペースとして設置している。



地域利用者の一般出入口には受付を設けている



子育て世代・共働き世代が増加する地域の実情に応じた施設を整備 (左: 子育て支援センター、右: 学童保育室)



総合教育会議を活用した放課後児童対策の検討

総合教育会議：

教育に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有している地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図るため、地方公共団体の長及び教育委員会により構成される。

教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策等について協議を行うこととなっている。

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4により設置

総合教育会議の内容として、「福祉部局と連携した総合的な放課後対策」を取り上げた自治体

全国で **97** ※都道府県・指定都市（2）、市町村（95） 「教育委員会の現状に関する調査」（令和3年度間）

大阪府池田市

- 令和3年度に、市長から、教育長に対して、待機児童を生じさせることのないよう受け皿を確保すべく、学校施設の積極的活用に関する要請。総合教育会議においても、議題として協議。
- これを受け、教育委員会として、放課後児童クラブに対する小学校の部屋の提供を協議・検討。
- 令和4年度の総合教育会議において、教育委員会から、4校での部屋の追加提供のほか、追加提供ができなかった小学校については、特別教室を午後から活用可能とする調整を行った旨を報告。
- 委員からは、「教育委員会は、4校で部屋の追加提供を行うなどしており、これらの取組は評価できる」といった意見や、「プレハブの建築や民間の保育施設の活用なども考えられる」といった意見が出された。

※「令和3年度第1回池田市総合教育会議議事録」「令和4年度第1回池田市総合教育会議議事録」をもとに、文部科学省作成。

山形県鶴岡市

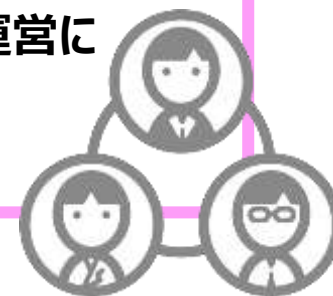
- 令和2年度の総合教育会議において、「地域と学校の連携について」のテーマのもと、「放課後対策」について協議。
- 事務局からは、放課後児童クラブの学校施設の活用状況、放課後児童クラブの空き教室や特別教室の開放希望調査の結果、他市の例も参考にした校舎と放課後児童クラブ施設の合築の検討状況などを報告。
- 委員からは「先生方の負担にならないような形で、・・・学校の施設を使うということをもっと積極的に考えていただきたい」「今回の放課後対策において学校の空いているところを使うということに関しては大賛成で、是非やっていただきたい。しかしながら、・・・学校の教職員が放課後活動のために施設の管理をしたり、子どもたちへの支援をしたりするという事は、働き方改革の面からも避けなくてはならないのではないか・・・放課後児童クラブや子ども教室に学校の余裕教室などを開放する場合には、・・・管理区分をちゃんとしてから開放しなくてはいけないのではないか」といった意見が出された。

※「令和2年度第2回鶴岡市総合教育会議議事録」をもとに、文部科学省作成。



市内の約17の小学校において、学区内の放課後児童クラブ関係者が学校運営協議会委員となり、地域関係者の一員として学校運営に参画している。

※八王子市は全ての公立小学校に学校運営協議会が設置されている。



八王子市立元木小学校の例

- 元木小学校の学校施設外で運営している放課後児童クラブが、平成30年度に移転することが決まっていた。
- 学校敷地内専用施設への移転については、学校運営協議会でも協議がされたが、その際、放課後児童クラブの施設長兼運営NPO法人代表が学校運営協議会委員となっていたことで、学校運営協議会の重要な議題となり、「学校教育活動や学校周辺の近隣住民の生活に支障をきたさない」という視点で、市側との緊密な連携のもと計画を練り上げ、スムーズに移転を進めることができた。
- また、放課後の子供の居場所づくりとして、放課後子供教室が毎週3回実施されている。運営組織は地域住民有志から成る推進委員会だが、これを立ち上げ推進委員会会長を務めているのも学校運営協議会の一員である。（放課後児童クラブ施設長とは別の委員）それぞれからの報告が学校運営協議会でなされ、全委員が情報を共有できるため、放課後児童クラブと放課後子供教室との運営主体がより明確になり、必要に応じての連携もしやすくなった。
- 学校運営協議会で、放課後児童クラブの関係者から子供たちの活動の様子を共有いただくことで、地域と学校が全体として子供たちの様子が把握できるとともに、放課後児童クラブの関係者にとっても学校の活動を知る機会となり、お互いの理解が進むことで普段から連携がしやすくなった。